

第65回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

令和3年11月25日（木）16時30分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス感染症に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況(厚生労働省発表 11月24日15時時点)

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	47,980,780	773,770
イ ン ド	34,534,116	466,557
ブ ラ ジ ル	22,030,182	613,066
英 国	9,985,879	144,579
ロ シ ア	9,238,330	261,526
ト ル コ	8,626,550	75,443
フ ラ ン ス	7,553,513	119,605
イ ラ ン	6,088,009	129,177
ド イ ツ	5,516,623	99,773
ア ルゼンチン	5,317,633	116,415
そ の 他	101,920,686	2,366,195
合 計	258,792,301	5,166,106

※195の国・地域で確認されている。

○国内の発生状況(厚生労働省発表11月23日24時時点)

都 道 府 県	感染者数	死亡者数
東 京	382,112	3,164
大 阪	203,045	3,062
神 奈 川	169,208	1,312
埼 玉	115,791	1,056
愛 知	106,541	1,159
千 葉	100,447	1,028
兵 庫	78,652	1,396
福 岡	74,580	623
北 海 道	61,076	1,472
沖 縄	50,302	398
そ の 他	380,280	3,673
合 計	1,722,034	18,343

※チャーター便帰国者15名、空港検疫4,575名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○都の発生状況(11月24日17時30分時点)新型コロナウイルス感染症対策サイト

陽性者数 (累計)	382,117 人
入院	72 人
軽症・中等症	64 人
重症	8 人
宿泊療養	28 人
自宅療養	48 人
入院・療養等調整中	12 人
死亡	3,164 人
退院等 (療養期間経過を含む)	378,793 人

(注)

- チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない
- 「重症」は、人工呼吸器管理（ECMOを含む）が必要な患者数を計上。
- 「入院・療養等調整中」は、当日の新規陽性者及び前日までの陽性者のうち、入院・宿泊療養・自宅療養の調整中や保健所間の移管手続中の陽性者等の人数
- 退院者数の把握には一定の期間を要しており、確認次第数値を更新している

○ 直近の国の動き

- 7月 8日 第70回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 7月30日 第71回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 8月 5日 第72回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 8月12日 第5回新型コロナウイルス感染症対策分科会(持ち回り)
- 8月17日 第73回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 8月24日 第74回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
- 8月25日 第75回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 8月27日 第6回新型コロナウイルス感染症対策分科会(持ち回り)
- 9月 3日 第7回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 9月 8日 第8回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 9月 9日 第76回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 9月28日 第77回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 10月 8日 第78回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
- 10月15日 第79回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 10月28日 第9回新型コロナウイルス感染症対策分科会(持ち回り)
- 11月 8日 第10回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 11月12日 第80回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 11月16日 第11回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 11月19日 第81回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

○ 直近の都の動き

- 1月 4日 第46回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月 7日 第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 2日 第48回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第49回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第50回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 5日 第51回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月18日 第52回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月24日 第53回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月 9日 第54回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月23日 第55回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月 7日 第56回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月28日 第57回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 6月18日 第58回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 6月29日 新型コロナウイルス感染症に係る東京都危機管理対策会議
- 7月 8日 第59回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 7月30日 第60回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 8月17日 第61回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 9月 9日 第62回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 9月28日 第63回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 10月21日 第64回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 直近の都の対応

- ・都内23区及び多摩地域の各市町村内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請(12月18日から1月11日まで)
- ・1都3県知事による内閣府特命担当大臣あての緊急要望を実施(1月2日)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請及び施設の使用制限、令和3年1月8日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(催物の開催制限、令和3年1月12日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年2月8日零時から3月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年3月8日零時から3月21日まで)
- ・東京都まん延防止等重点措置の実施
(措置区域を対象に外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月12日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月25日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年5月12日零時から5月31日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年6月1日零時から6月20日まで)
- ・東京都まん延防止等重点措置の実施
(措置区域を対象に外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年6月21日零時から7月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年7月12日零時から8月22日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、上記の期間を令和3年8月31日まで延長)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、上記の期間を令和3年9月12日まで延長)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、上記の期間を令和3年9月30日まで延長)
- ・東京都におけるリバウンド防止措置の実施
(外出時における感染防止策等の要請、施設の使用制限等、令和3年10月1日零時から10月24日まで)
- ・基本的対策徹底期間における対応の実施
(基本的な感染防止策の徹底についての協力の依頼等、令和3年10月25日零時から11月30日まで)

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○直近の各局の主な対応(9月～)

【政策企画局】

- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出(9月16日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同取組実施(9月29日)
- ・ 1都3県で共同メッセージ発出(10月22日)
- ・ 九都県市でテレビ会議実施、共同宣言発出(10月25日)

【総務局】

- ・ 車両を活用した広報活動を実施【環境局・建設局・水道局・下水道局・港湾局・主税局・都市整備局】
- ・ 路上や公園での飲酒への注意喚起等の呼びかけを実施
- ・ コロナ対策リーダーの研修を修了している店舗及び「感染防止徹底点検済証」を発行している施設を地図表示
- ・ 「徹底点検TOKYOサポート」点検済飲食店等のコロナ対策リーダー等へのワクチン接種(6月25日～)
- ・ 飲食店等に対する施設の使用制限(営業時間短縮)等についての要請・命令(緊急事態措置期間(7月12日～9月30日)、要請:1,480店舗、命令:91店舗)
- ・ 都内で開催される大規模イベントに係るワクチン・検査パッケージの技術実証(実施主体:国)に、都として同意(10月13日)

【デジタルサービス局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に関して、TOKYOサポートポータルの公開や若者へのオンラインアンケート調査など各局のデジタル技術の導入・活用を支援

【主税局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
- ・ 納税者の外出抑制、金融機関等の三密防止に資する「スマートフォン決済アプリによる都税の納付」を令和2年6月1日より開始、令和3年5月6日より対象アプリを拡大
- ・ 感染症拡大防止策として、各都税事務所等の庁舎入り口に自動検温装置を設置
- ・ 34都税事務所等の全窓口の混雑状況配信サービスを開始
- ・ 納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、固定資産税及び都市計画税の土地の課税標準額を令和2年度の課税標準額に据え置く措置を実施

【生活文化局】

- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、7月12日以降の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・東京都つながり創生財団と連携し、東京都多文化共生ポータルサイト及びSNS（Twitter）にて、モニタリング会議の英語版資料（福祉保健局作成）を紹介
- ・広報東京都8月号で、ワクチンに関する専門家の意見、相談窓口、感染症に対応した支援、ワクチンの接種、感染防止対策について掲載
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、「STAY HOME」を呼びかけるチラシを「やさしい日本語」を含む16言語で作成・配布
- ・広報東京都9月号で、緊急事態宣言発令中の呼びかけ、感染防止対策、感染症に対応した支援、感染症に関する情報（ワクチンの接種）、相談窓口について掲載
- ・東京都公式Twitterアカウント等で、ターゲットに応じたワクチンに関する情報等について、マンガを通じた展開を開始（9月3日～）
- ・新聞一般紙6紙にパラマソンの自宅での観戦を呼びかける広告を掲載（9月4日）
- ・私立学校の児童生徒等の感染が確認された際に、当該感染者と接触があった児童生徒等のPCR検査を速やかに実施できる体制を整備
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、ワクチンの副反応に関するチラシを「やさしい日本語」で作成・配布
- ・広報東京都10月号で、抗体カクテル療法の取り組み、医療提供体制の確保、感染症の影響を受けた方への支援、ワクチン接種の推進、相談窓口について掲載
- ・スポーツ紙4紙にワクチン接種を啓発する広告を掲載（10月2・3・16・17日）
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、10月1日からのリバウンド防止措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、予約無しで接種可能な大規模接種会場の案内チラシを「やさしい日本語」及び英語で発信
- ・広報東京都11月号で、感染症に対する取り組み(相談窓口、抗体カクテル療法、ワクチン接種状況、接種間隔等、感染症の影響を受けた方への支援)について掲載
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、10月25日からの基本的対策徹底期間について「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、接種券のない方への案内チラシ及び予約なしで接種可能な大規模接種会場の期間延長案内チラシを「やさしい日本語」及び英語で発信

【都市整備局】

- ・春のダイヤ改正で終電を繰り上げない鉄道事業者等に対し、繰り上げの継続を要請（～10月24日）
- ・まちづくり団体等に対し、大規模施設の夜間照明等について、防犯対策上、必要なものを除き、20時（10月1日から21時）以降の消灯についてお願い（～10月24日）
- ・屋外広告物関係団体等に対し、デジタルサイネージなど屋外広告物の20時（10月1日から21時）以降の消灯についてお願い（～10月24日）

【住宅政策本部】

- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、都営住宅の毎月募集において対象世帯と募集戸数を拡大、また随時募集において新たな団地を追加毎月募集においては、令和3年10月～12月の戸数360戸（うち60戸は若年夫婦・子育て世帯を対象）（令和3年1月～12月累計1,400戸（うち毎月募集1,080戸、随時募集320戸））

【病院経営本部】

- ・都立・公社病院のうち、8病院に「コロナ後遺症相談窓口」を設置（3月30日以降順次設置）
- ・区市町村や地区医師会等の要請に応じ、都立・公社病院からワクチン接種会場に医療従事者を派遣（11月15日時点 延2,833人）
- ・多摩総合医療センターに、ワクチンの大規模接種会場を開設（7月26日～10月15日）
- ・「酸素・医療提供ステーション（救急型）」の運用を開始（8月14日～）
- ・「酸素・医療提供ステーション（病院型）」を4病院に設置（8月21日以降順次設置）

【産業労働局】

- ・「東京都中小企業者等月次支援給付金（7・8月分）」の申請受付開始（9月1日）
- ・テレワーク実施率の調査結果（8月）を公表（9月3日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（9/1～9/30実施分）」早期支給分の申請受付開始（9月13日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（7/12～8/31実施分）」の申請受付開始（9月14日）
- ・「休業要請等を行う大規模施設に対する協力金（6/1～6/20実施分）」の申請受付開始（9月14日）
- ・「営業時間短縮を行う大規模施設に対する協力金（6/21～7/11実施分）」の申請受付開始（9月14日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（10/1～10/24実施分）」について公表（9月30日）
- ・テレワーク実施率の調査結果（9月）を公表（10月7日）
- ・「東京都中小企業者等月次支援給付金（10月分）」の申請受付開始について公表（10月13日）
- ・「テイクアウト専門店出店支援」の開始について公表（10月13日）
- ・「一時支援金等受給者向け緊急支援事業」の実施について公表（10月13日）
- ・「飲食事業者向け業態転換支援事業」の申請受付期間等の延長について公表（10月13日）
- ・観光関連事業者に対する新たな支援等の実施について公表（10月13日）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る「雇用環境整備促進奨励金」の申請受付期間延長について公表（10月13日）
- ・「飲食事業者向け経営基盤強化支援事業」の実施について公表（10月13日）
- ・「小規模テレワークコーナー設置促進助成金」第2期募集開始について公表（10月13日）

【産業労働局】

- ・「第2回 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」の申請受付開始(10月13日)
- ・「中小企業等による感染症対策助成事業」の申請受付期間等の延長について公表(10月13日)
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金(7/12~8/31実施分)」の申請受付期間延長について公表(10月14日)
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金(9/1~9/30実施分)」の申請受付開始(10月14日)
- ・「東京都中小企業者等月次支援給付金(9月分)」の申請受付開始(10月15日)
- ・「新型コロナウイルスの影響による解雇・雇止め・休業等に関する電話特別相談」の実施について公表(10月15日)
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金(10/1~10/24実施分)」の申請受付開始(10月25日)
- ・「営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金(7/12~8/31実施分)」の申請受付開始(10月25日)
- ・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供(11月~12月分)について公表(10月29日)
- ・区部の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供(11月~12月分)について公表(11月11日)
- ・テレワーク実施率の調査結果(10月)を公表(11月11日)
- ・「営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金(9/1~9/30実施分)」の申請受付開始(11月15日)

【中央卸売市場】

- ・市場業者の使用料及び光熱水費(電気料金、水道料金など)の支払いを猶予(R3.9支払い分まで→R4.3支払い分まで延長)
- ・市場の一般見学等を11月1日から再開

【建設局】

- ・都道におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を一部変更(期限: R3.9末→R4.3末まで延長)(9月17日)
- ・都立公園における飲食等の臨時出店の運用を一部変更(期限: R3.9末→R4.3末まで延長)(9月17日)

【港湾局】

- ・臨港道路におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を一部変更(期限: R3.9末→R4.3末まで延長)(9月17日)
- ・海上公園におけるテラス営業などのため公園使用の規制を一部変更(期限: R3.9末→R4.3末まで延長)(9月17日)

【交通局】

- ・「自衛隊東京大規模接種センター」の開設に伴い、都バスによる東京駅発着の無料シャトルバスの運行支援、都営地下鉄大手町駅におけるコンシェルジュの配置やポスターを活用した案内を実施

【水道局・下水道局】

- ・水道料金・下水道料金の支払猶予の受付期間を令和4年3月31日まで延長

【下水道局】

- ・下水中に含まれる新型コロナウイルスの調査として、大学の学生寮等から排出される下水を採取し、検査機関で分析を実施

【教育庁】

- ・都立学校における、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の学校の臨時休業や出席停止等の措置を整理（9月1日）
（区市町村には都の措置を参考に周知）
- ・文部科学省から都内公立学校向けに抗原簡易キットが配布されることに伴い、各都立学校へ活用を依頼（9月7日）
- ・都立学校における、緊急事態宣言の期間延長に伴い、校内の感染症対策の強化と一層の徹底等
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（9月9日）
- ・中学3年生が接種可能な会場を周知するとともに、ワクチンに関する正しい知識を身に付けられるよう、啓発用リーフレットを作成し、周知
（区市町村立学校も周知）（9月17日）
- ・12歳以上の児童・生徒が接種可能な会場を周知するとともに、ワクチンに関する正しい知識を身に付けられるよう、啓発用リーフレットを作成し、周知
（区市町村立学校も周知）（9月24日）
- ・リバウンド防止期間中における、都立学校での感染リスク低減のための、感染症対策の一層の徹底等を周知
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（9月28日）
- ・基本的対策徹底期間中における、都立学校での感染リスク低減のための、感染症対策の一層の徹底等を周知
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（10月21日）
- ・インフルエンザの流行時期を迎えるに当たり、感染症の予防について注意喚起するとともに、新型コロナウイルスワクチンに関する知識や情報を周知
（区市町村に同様の感染症の予防等を周知）（10月29日）

【東京消防庁】

- ・各種行事の中止や縮小を決定
- ・事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起

都における今後のコロナ対策の基本的な考え方

- ✓ 今後懸念される「第6波」への備えを着実に推進
- ✓ 医療提供体制の拡充や感染防止対策の強化を「先手先手」で実施
- ✓ 社会経済活動の再生・回復に繋がっていくため、
万全な医療提供体制の整備と
基本的感染防止対策の徹底を図る

都のレベル移行の目安

レベル分類	病床の状況	新規陽性者数 ※7日間平均
レベル1 (維持すべき)	現在の状況	
レベル2 (警戒を強化)	3週間後の病床使用率が、 確保病床数 (6,891床) の約20%に到達	500人を目安
レベル2.5 (都独自)	—	700人を目安
レベル3 (対策を強化)	3週間後に必要とされる病床が 確保病床数 (6,891床) に到達、 又は 病床使用率や重症用病床 (503床) 使用率が50%超	3週間後に左記の水準に 到達する新規陽性者数
レベル4 (避けたい)	確保病床数を超えた数の入院が必要	

現在のレベル

レベル1

レベル分類指標

	レベル0 (感染者ゼロレベル)	レベル1 (維持すべきレベル)	レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	レベル3 (対策を強化すべきレベル)	レベル4 (避けたいレベル)
都の指標	—	—	3週間後の病床使用率が確保病床数(6,891床)の約20%に到達	3週間後に必要とされる病床が確保病床数(6,891床)に到達 又は 病床使用率や重症用病床(503床)使用率が50%超	確保病床数を超えた療養者の入院が必要
国の目安	新規陽性者数ゼロを維持できている状況	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができない状況	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況

都の状況

		現在の数値 (11月24日公表時点)
指標	病床使用率	1.0% (66人/6,651床)
	重症者用病床使用率(都基準)	1.4% (7人/503床)
	3週間後の必要病床数(国予測ツール)(注)	—

(注) 増加傾向がみられない場合には、国予測ツールに基づく当該指標によるモニタリングを実施せず

【参考】重症者用病床使用率(国基準)

2.7%
(32人/1,207床)

※都の指標の最大確保病床数6,891床は、現段階の見込

レベル分類に応じた医療提供体制の確保

レベル分類	医療提供体制の強化			
	病床 (重症病床)	臨時の医療施設等		宿泊療養施設
		入院待機ST	酸素・医療提供ST	
レベル1 (維持すべき)	4,000床 (300床) 病床確保レベル1	休止	110床	1,750室
レベル2 (警戒を強化)	5,000床 (350床) 病床確保レベル2	20床	330床	3,070室
レベル2.5 (都独自)	6,891床 (503床) 病床確保レベル3	46床	720床	7,900室
レベル3 (対策を強化)				
レベル4 (避けたい)	更なる増床 を国と調整	更なる施設数を確保しつつ、有症状、重症化リスクありの患者の受け入れを行っていく段階		

レベルに応じた行動制限等の考え方

レベル分類	考え方
レベル1 (維持すべき)	基本的感染防止策の徹底を呼びかけながら、可能な限り社会経済活動を推進
レベル2 (警戒を強化)	医療逼迫の状況を注視し、可能な限り社会経済活動を継続するとともに、感染拡大の警戒を呼びかけ
レベル2.5 (都独自)	さらに、感染拡大傾向が継続し、医療逼迫が懸念される場合は、先手を打って都民・事業者への強い呼びかけや要請等を実施
レベル3 (対策を強化)	都民・事業者へのより強い呼びかけ及び行動制限を実施し、社会経済活動を一定程度制限
レベル4 (避けたい)	最も厳格な行動制限を実施し、早期に社会経済活動の再開を目指す

レベルごとに想定される措置等の例〈飲食店・都立施設・都立学校〉

レベル分類	飲食店（認証店の場合）	都立施設	都立学校
レベル1 （維持すべき）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的感染防止対策の徹底 ・ 人数制限の協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徹底した感染防止対策を実施の上で開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策を徹底した上で教育活動を実施
レベル2 （警戒を強化）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人数制限の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人数制限の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染リスクが特に高い教育活動を停止
レベル2.5 （都独自）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時短要請 ・ 人数制限の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部施設の休館を検討,実施 ・ 更に厳しい人数制限を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分散登校やオンライン学習などを開始
レベル3 （対策を強化）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時短要請 ・ 酒類提供停止 ・ 人数制限の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則休館 ・ 都立公園売店での酒類提供の停止等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分散登校やオンライン学習などを積極的に活用 ・ 感染リスクの高い教育活動を停止
レベル4 （避けたい）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業要請等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て休館 ・ 都立公園は対策を更に強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン学習等を強化

※各レベルの具体的な措置等については、感染状況等に応じて、専門家の意見も踏まえ、決定

基本的対処方針に基づくイベント等への対応

区域	施設規模				
	大声有・無	5千人以下	5千人超～1万人以下	1万人超～2万人	2万人超
その他 地域	なし	100%	5千人	50%	
			感染防止安全計画策定で収容定員まで可		
	あり	50%			
重点措置 地域	なし	100%	5千人	50%	
			感染防止安全計画策定で収容定員まで可	計画策定で 上限2万人 (VTP※で上限無し)	
	あり	50%		5千人	
緊急事態措置 地域	なし	100%	5千人	50%	
			感染防止安全計画策定 で収容定員まで可	感染防止安全計画策定で上限1万人 (VTP※で上限無し)	
	あり	50%		5千人	

※VTP（ワクチン・検査パッケージ）で人数制限なし

レベルに応じて想定される対応の例〈経済対策等〉

レベル分類	感染拡大防止の徹底	事業継続の下支え	経済活動の再開支援	事業継続のサポート
レベル1 (維持すべき)	事業者の感染 対策の後押し ガイドラインに 沿った対策の支援	資金繰り等の支援 ・融資面から支援 ・原油高への対応	観光回復への支援 感染防止対策を徹底 した観光の後押し	
レベル2 (警戒を強化)			再開した事業を軌道 に乗せる後押し ・収益増加の支援 ・人材確保のサポート	
レベル2.5 (都独自)	人流の抑制 テレワークの定着 に向けた支援			協力金 飲食事業者向けの 協力金の支給
レベル3 (対策を強化)				事業継続の支援 ・相談体制の強化 ・国と連携した 施策実施
レベル4 (避けたい)				

基本的対策徹底期間における対応（案）

令和3年11月25日
東京都

1. 基本的対策徹底期間における対応

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和3年12月1日（水曜日）0時から、都が「レベル1」（※）の状況にある間

※「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）による

(3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下のとおり対応

①都民向け

- ・「三つの密」の回避等をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- ・発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力を依頼 等

②事業者向け

- ・業種別ガイドラインの遵守を要請
（新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条第9項）等

2. 都民向けの協力依頼

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 外出については、混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行などを控えるよう協力を依頼
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えるよう協力を依頼

3. 事業者向けの協力依頼等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への協力依頼

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none">●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none">・年末年始の会食等の場面における感染リスク低減のため、令和3年12月1日（水）0時から令和4年1月16日（日）24時まで同一グループの同一テーブルへの入店案内を8人以内とするよう協力を依頼・9人以上とする場合には、TOKYOワクション又は他の接種証明書等を活用することを推奨・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none">・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	<ul style="list-style-type: none">●カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none">・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼●上記の店舗に共通の要請<ul style="list-style-type: none">・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントを開催する場合、規模要件に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） ● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼 ● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 ● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none">●以下の事項を徹底するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none">・基本的な感染防止策の実施・大学等においては、部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起・大学等においては、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	

3. 事業者向けの協力依頼等

(3) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、以下の規模要件に沿った開催を要請（法第24条第9項）

施設規模 イベント類型	施設の収容定員（※2）		
	～5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人の施設	10,000人超の施設～
大声なしの イベントの場合 （※1）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
		「感染防止安全計画」（※3、※4）を策定した場合 ➔ 収容定員まで可	
大声ありの イベントの場合 （※1）	収容定員の半分まで可		

※1 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント

大声なしのイベント・・・上記以外のイベント

※2 収容定員が設定されていない場合

・大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保

・大声なしのイベント：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

※3 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ

※4 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

- 接触確認アプリ等を活用するよう協力を依頼
- TOKYOワクション又は他の接種証明書等の活用を推奨
- 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

(4) 職場への出勤等

テレワークの推進や、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼

総合的な保健・医療提供体制の構築

現状(最大値)

医療機関+臨時の医療施設等

約**9,200**床

医療機関

確保病床

6,651床

回復期支援病床

1,785床

臨時の医療施設等

入院待機ステーション

46床

酸素・医療提供ステーション

720床 など

宿泊療養施設

受入居室数 **16**施設 約**3,200**室

自宅療養

自宅療養者フォローアップセンター パルスオキシメーター

150人体制(令和3年8月)
※通常50人体制

約**10**万台確保

今後の体制

医療機関+臨時の医療施設等

約**9,440**床

医療機関

確保病床

6,891床 ^{+240床}

回復期支援病床

1,785床

臨時の医療施設等

入院待機ステーション

46床

酸素・医療提供ステーション

720床 など

宿泊療養施設

受入居室数 **31**施設 約**7,900**室 ^{拡大}

自宅療養

自宅療養者フォローアップセンター パルスオキシメーター

約**250**人体制 ^{体制強化}
(一般相談専用窓口含む)

約**21**万台確保 ^{+11万台}

■ 計数は現段階のものであり、今後変更する可能性あり

臨時の医療施設、保健所のデジタル化

旧赤羽中央総合病院

人工透析、中期滞在を可能とする
高機能型酸素・医療提供ステーション

- ベット数：最大**150床**(人工透析用**10床**)
- 透析実施日：週4日(**火** **木** **土** **日**)予定
- 時期：令和3年12月13日(月)開設準備完了



旧赤羽中央総合病院

※運用は感染状況を踏まえ判断

ウェアラブル端末による健康観察

保健所が行う自宅療養者の**健康観察**や入院までの**患者のフォロー**等におけるウェアラブル端末の活用を先行実施

- 保健所が電話連絡なしでSpO2を把握
- 患者自身が容体を容易に把握

**有効な活用
手法を検証**



ウェアラブル端末(イメージ)

PCR等の検査無料化

ワクチン・検査パッケージ等のための検査

- ◆ 健康上の理由等でワクチン接種ができない人の「ワクチン・検査パッケージ」等のための検査を無料化（令和4年3月まで）

検査規模想定： 180万回（100日分）

※12月下旬以降、実施予定

感染拡大傾向にある場合の検査

- ◆ 知事が 特措法24条9項に基づき「不安に感じる無症状者は検査を受ける」ことを要請した場合の検査を無料化

検査規模想定： 530万回（100日分）

ワクチンの追加接種

✓ 区市町村と都が協働し、着実かつ迅速な接種を推進

◇ 都内区市町村での実施

- 12月1日より、医療従事者から接種開始
- 2回接種完了者へ区市町村が接種券を今月下旬より順次発送
- ファイザー社ワクチンの供給は12月・1月分で約40万回分

◇ 都・大規模接種会場での実施

- 6か所程度開設予定
- 当初は、令和3年12月中旬より2か所開設（都庁北展望室 及び 多摩1か所）
医療従事者、救急隊員（東京消防庁）等を対象に接種開始

今後、**職域接種**の状況や**ワクチンの供給計画**等を踏まえて、詳細を決定する

経済活性化等に向けた取組①

感染拡大防止の徹底と事業継続の下支え

- ✓ **感染対策の後押し** **ガイドラインに沿った対策の支援**
- ✓ **人流の抑制** **テレワークの定着に向けた取組**
- ✓ **資金繰り支援** **事業継続等の融資面からのサポート**
- ✓ **原油高への対応** **相談体制の強化（専門家を派遣）
経営への影響を抑える取組**

経済活性化等に向けた取組②

経済活動の再開に向けた支援

- ✓ **観光回復への支援** 「Go To トラベル」と合わせた旅行助成
- ✓ **飲食店等の支援** 収益増加や販路開拓の後押し
- ✓ **雇用面の支援** 人手不足の企業と求職者のマッチング
- ✓ **国の対策との連携** 国の給付金を受けた企業への支援

令和3年第四回定例会補正予算（案）

- 第6波に備えた医療提供体制の確保等や都民生活の支援の更なる充実、東京の経済を再生・回復の軌道に乗せるための取組などを実施
- 原油価格高騰に対する事業者支援や脱炭素化の促進を実施

予算規模 1,047 億円

医療提供体制の確保と感染収束に向けた取組 443億円

第6波に備え、年末年始や感染再拡大発生時に対応可能な検査・医療体制の確保や、感染収束に向けた取組などを強化

新規 感染拡大時における地域外来・検査センターの体制強化事業 5億円

新規 年末年始における入院医療・診療・検査体制の確保支援事業 47億円

拡充 宿泊施設活用事業 188億円

新規 保健所のデジタル化推進 0.9億円

新規 大規模接種会場における新型コロナウイルスワクチン集団接種事業 117億円

東京の経済を再生・回復の軌道に乗せるための取組 543億円

打撃を受けた事業者への重点的な支援を行うとともに、次の感染拡大の防止と社会経済活動の両立を促すなど取組を加速

- | | | |
|----|-----------------------------------|-------|
| 拡充 | 一時支援金等受給者向け緊急支援事業 | 12億円 |
| 新規 | ワクチン・検査パッケージ等定着促進及び感染拡大傾向時の一般検査事業 | 487億円 |
| 拡充 | 都内観光促進事業 | 33億円 |
| 新規 | デジタル人材確保・就職促進事業 | 0.7億円 |

都民生活を支援する取組等 4億円

コロナ禍の影響の長期化により、
孤独・孤立などの厳しい状況にある方々への支援を充実

- | | | |
|----|------------------------|-------|
| 拡充 | 年末年始の女性に対する電話相談支援体制の確保 | 7百万円 |
| 拡充 | 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業 | 2億円 |
| 拡充 | スクールカウンセラーの配置 | 0.5億円 |
| 拡充 | 自殺未遂者等の支援体制強化等 | 0.3億円 |
| 新規 | ひとり親家庭就業推進事業 | 2百万円 |

原油価格対策

58億円

事業者への緊急支援を実施するとともに、原油価格高騰を脱炭素化の契機と捉え、来年度予算に先駆けて取組を強化

事業者
支援

- ⑥ 拡充 制度融資信用保証料補助 0.1億円
- ④ 新規 原油価格高騰等課題解決に向けた専門家派遣事業 0.1億円

脱炭素化

- ⑥ 拡充 次世代タクシー導入促進事業 2億円
- ⑥ 拡充 低公害・低燃費車の普及促進
(中小向けハイブリッドトラック等補助) 0.1億円
- ⑥ 拡充 東京ゼロエミ住宅導入促進事業 19億円
- ⑥ 拡充 家庭における熱の有効利用促進事業 3億円